

広島県告示第七百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によつて、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年九月一日

廣島縣知事
藤田
太郎
山

指定居宅介護支援事業者	名 称	所 在 地	行 居 住 う 介 護 事 業 所 を
社会福祉法人三 篠会	株式会社リラッ クス	広島市中区寺町二番 二三号	主たる事務所
特定非営利活動 法人介護福祉 サービスゆうゆ う	株式会社アリス ジャパン	三原市中之町二二丁目 一番三号	在地
広島市安佐北区白木 町井原四四八七番地	福山市港町一丁目一 番一四号	福山市新市町新市八 八八番地	事務所
居宅介護支援事 業所原	居宅介護支援事 業所アリス神辺 井	居宅介護支援事 業所ゆうゆう永 五二一三マルシビル 神辺一〇一号	居宅介護支援事 業所りらつくす
廿日市市原九二六番 地一	府中市府中町字永井 一七一十六	福山市神辺町川南五 番一〇号	東 三原市頬兼二丁目九 丁目四一一九
一日	平成二〇年八月 一日	平成二〇年八月 一日	一日 平成二〇年八月 一日